

民間建築物吹付けアスベスト対策事業

● 補助金額

- ① 吹付け建材中のアスベスト分析調査を行う場合
1棟当たり **最大25万円を交付します!**
- ② 吹付けアスベストの除去を行う場合
1棟当たり **最大150万円を交付します!**

大気汚染防止法が一部改正され、建築物の解体等を行う前に実施する**石綿含有建材の調査結果について** 県への報告が義務化となりました。

建築物の吹付け建材中のアスベスト分析調査や吹付けアスベストの除去を検討されている方は、この機会にぜひ、当補助制度をご利用ください!



クリソタイル (白石綿)



クロシドライト (青石綿)



アモサイト (茶石綿)

☆ 手続きの流れ ☆

※除去補助対象は、特に飛散性の高いレベル1相当の吹付けアスベストのみです。(詳細は建設課にお問い合わせください。)

① 交付申請

「補助金交付申請書」を市へ提出(受付期間: 令和4年4月1日(金)~令和5年1月31日(火)) (添付書類は裏面の「5. 交付申請」をご参照ください。)

② 交付決定

市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。
※審査には10日程日数を要します。

③ 工事着手

「交付決定通知書」が届いたら事業(アスベスト分析調査又はアスベスト除去)に着手してください。
・アスベスト除去の場合、工事施工中・完了時の写真撮影をお願いします。
・申請内容に変更が生じた場合「変更申請書」の提出が必要となりますので建設課までご連絡ください。

④ 工事完了

事業が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。
(添付書類は裏面の「6. 実績報告書」をご参照ください。)
※提出期限: 令和5年2月28日(火)

⑤ 額の確定

「実績報告書」の審査終了後「額の確定通知書」及び「請求書(提出用紙)」が市より郵送されます。

⑥ 補助金支払い

請求書に住所、氏名、口座番号等を記載していただき、市へ提出してください。提出後30日以内の支払いとなります。
※提出期限: 令和5年3月31日(金)

<お問合せ先>

妙高市 建設課 建築住宅係 TEL 0255-74-0026 (直通)

<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。

① アスベスト分析調査

1. 補助金の総額

250万円

受付期間 令和4年4月 1日(金)～
令和5年1月31日(火)

※予算額に到達次第終了

2. 対象経費

対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材に係る建築物石綿含有建材調査者による書面調査、現地調査、石綿作業主任者による試料採取及びアスベスト含有の有無を分析する調査に要する経費

3. 補助率・限度額

補助率：10/10（千円未満切捨て）
限度額：25万円

4. 補助対象者

- ① 市内の居住誘導区域内に存する延べ床面積80㎡以上の民間建築物を所有又は管理している者
- ② 自ら所属する世帯の世帯員全員の前年所得金額を合算した金額が1000万円以下であること
- ③ 申請時において世帯員各々が市税等を滞納していない者

5. 交付申請

申請書 妙高市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査）補助金交付申請書

- 添付書類
- ① 建物の位置図
 - ② 平面図（調査予定箇所を明示したもの）
 - ③ 建物の外観及び調査予定箇所の写真
 - ④ 分析調査に係る対象経費の見積書

※申請時は定量的判定まで行う分析調査の内容で申請してください。事業着手後に変更が生じた場合は変更申請書の提出をお願いします。

6. 実績報告書

報告書 妙高市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査）実績報告書

- 添付書類
- ① 建築物石綿含有建材調査者が実施した分析調査結果報告書
 - ② 契約書の写し
 - ③ 領収書の写し

② アスベスト除去

1. 補助金の総額

310万円

受付期間 令和4年4月 1日(金)～
令和5年1月31日(火)

※予算額に到達次第終了

2. 対象経費

アスベスト分析調査によりアスベスト(レベル1相当)が含有されていることが確認できた建材を建築物石綿含有建材調査者が関与した事業計画に基づき実施する除去に要する経費で除去のために必要となる工事及び除去により露出した鉄骨部材等の耐火被覆等工事も含む。

3. 補助率・限度額

補助率：2/3（千円未満切捨て）
限度額：150万円（要援護世帯は160万円）

4. 補助対象者

左記同様

5. 交付申請

申請書 妙高市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去）補助金交付申請書

- 添付書類
- ① 建物の位置図
 - ② 平面図（アスベスト除去箇所を明示したもの）
 - ③ 建物の外観及びアスベスト除去箇所の写真
 - ④ 除去箇所のアスベスト含有が確認できる書類
 - ⑤ 建築物石綿含有建材調査者が関与した施工計画書
 - ⑥ アスベスト除去に係る対象経費の見積書

6. 実績報告書

報告書 妙高市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去）実績報告書

- 添付書類
- ① 契約書・内訳書の写し
 - ② 領収書の写し
 - ③ アスベスト粉じん濃度測定結果報告書の写し
 - ④ アスベスト処分に係るマニフェストの写し
 - ⑤ 工事写真（工事箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認できるもの）
 - ⑥ 特定粉じん排出等作業の結果報告書の写し

Q & A ※不明な点がございましたら表面の〈お問合せ先〉までご連絡ください。

Q. すでに着手している分析調査やアスベスト除去は申請できますか？

A. できません。着手前に交付申請し、交付決定通知書が届いた後に、着手してください。

Q. 補助対象者要件の居住誘導地域とは何ですか？

A. 妙高市立地適正化計画に規定する居住誘導区域です。詳細は建設課建築住宅係までお問合わせください。

Q. アスベスト分析調査をして定性的判定でアスベストの含有が確認できなかった場合はどうなりますか？

A. 分析調査までの作業（書面調査、現地調査、試料採取等）が補助対象となりますので変更申請書の提出をお願いします。